

## 社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 常務理事の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第21条第4項の社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（以下「本会」という。）常務理事（以下「常務」という。）の報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の額)

第2条 常務の報酬の額は、別表1の通りとする。ただし「社会福祉法人多摩市社会福祉協議会一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規程」により採用された職員及び本会職員が兼務している場合並びに市職員は除くものとする。

### (報酬の支給方法)

第3条 常務の報酬は、就任した月分から支給する。

2 前項の常務が辞任、解任または死亡によりその職を退いたときは、その当月分までの報酬を支給する。

### (支給日)

第4条 報酬は、毎月25日に常務が指定の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、支給日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、繰り上げ支給する。

### (費用弁償)

第5条 常務が職務のため出張するときは、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程により支給する。

### (災害補償)

第6条 職務上の事由による疾病又は死亡に対する補償は、労働者災害補償保険法及び労働基準法の定めるところによる。

### (公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度第6回評議員会一部改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、定款変更認可日より施行する。（平成29年7月14日）

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月27日から施行する。

別表1（第2条関係）

職 名	報 酬 額	
常務理事	総額	年間2,163,600円以内
	月額	180,300円以内